

平成十六年国土交通省令第五十九号

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保に関する法律（平成十六年法律第三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則を次のように定める。

目次

| |
|--|
| 第一章 総則（第一条～第五条） |
| 第二章 国際航海船舶の保安の確保 |
| 第一節 國際航海日本船舶に関する措置 |
| 第一款 國際航海日本船舶の保安の確保のため必要な措置（第六条～第十二条） |
| 第二款 國際航海日本船舶の検査等（第十三条～第三十八条） |
| 第三款 船級協会（第三十九条～第四十三条） |
| 第三章 國際港湾施設の保安の確保 |
| 第一節 雜則（第四十四条～第四十七条） |
| 第二節 國際航海外国船舶に関する措置（第四十八条～第五十二条） |
| 第四章 國際港湾施設の保安の確保 |
| 第一節 國際埠頭施設に関する措置（第五十条～第五十三条） |
| 第二節 國際水域施設に関する措置（第六十一条～第七十三条） |
| 第四章 國際航海船舶の入港に係る規制（第七十四条～第七十八条） |
| 第五章 雜則（第七十九条～第八十四条） |
| 附則 第一章 総則（用語） |
| 第一条 この省令において「国際規則」とは、条約附属書第十一章の二第一規則に規定する船舶及び港湾施設の保安に関する国際規則をいう。 |
| 2 この省令において「地方運輸局長等」とは、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）並びに運輸支局（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二号に掲げる運輸支局・福岡運輸支局を除く。）を除く。）同令別表第五第二号に掲げる海事事務所及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条规定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省が所掌する事務（平成十一年法律第一百号）第四条第一項第一百一号に規定する事務を分掌するもの及び内閣府設置法第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方整備局において所掌することとされている事務のうち国土交通省設置法（平成十一年法律第一百号）第四条第一項第一百一号に規定する事務を分掌するもの及び内閣府設置法第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所等」という。）の長をいう。 |
| 第二節 法第二条第一項第二号の国土交通省令で定める海域は、次に掲げる海域とする。 |
| 一 東京湾（千葉県洲崎灯台から神奈川県剣崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域をいう。） |
| 二 伊勢湾（愛知県渥美郡渥美町大山三角点から三重県石鏡灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域をいう。） |
| 三 濑戸内海（和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県蒲生岬灯台まで引いた線、愛媛県佐田岬灯台から大分県関崎灯台まで引いた線、山口県六連島灯台から五六度四、八〇〇メートルの地点から〇度八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度一、七二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から山口県六連島鶴ノ石鼻まで引いた線、同島ウドノ鼻から二二三度四八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三三度六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四四度八七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五七度二、九四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四六度三〇分に陸岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域をいう。） |
| （非国際航海船舶の範囲） |
| 第二条 法第二条第一項第一号の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶とする。 |
| 一 漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第一項第一号に規定する漁船 |
| 二 推進機関を有しない船舶 |
| 三 国が所有し又は運航する船舶であつて非商業的目的のみに使用されるもの |
| 四 スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他これらに準ずる船舶 |
| 五 前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣がその航海の目的、態様、運航体制等を勘案する行為 |

| |
|---|
| 号）第二百十二条第二項に規定する事務を分掌するもの（以下「運輸支局等」という。）の長（以下「運輸支局長等」という。）をいう。 |
| 3 この省令において「所有者所在地官庁」とは、国際航海日本船舶の所有者の所在地を管轄する地方運輸局長（国際航海日本船舶の所有者が本邦外にある場合にあっては関東運輸局長）をいう。 |
| 4 この省令において「船舶所在地官庁」とは、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長（以下「運輸支局長等」という。）をいう。 |
| 5 この省令において「地方整備局の事務所長等」とは、地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）別表第五に掲げる事務所（空港整備事務所を除く。）、開発建設部で北海道開発局において所掌することとされている事務のうち国土交通省設置法（平成十一年法律第一百号）第四条第一項第一百一号に規定する事務を分掌するもの及び内閣府設置法第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方整備局において所掌することとされている事務のうち国土交通省設置法（平成十一年法律第一百号）第四条第一項第一百一号に規定する事務を分掌するもの及び内閣府設置法第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所等」という。）の長をいう。 |
| 6 この省令において「港湾施設所在地官庁」とは、国際埠頭施設又は国際水域施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長をいう。 |
| 7 前各項に規定するものほか、この省令において使用する用語は、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安等に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による（非国際航海船舶の範囲） |

| |
|--|
| 2 法第二条第一項第二号の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶とする。 |
| 一 約国際航海船舶の保安の確保に関する措置 |
| 二 船舶警報通報装置の設置に関する技術上の基準 |
| 三 船舶識別番号その他の当該国際航海日本船舶を特定することができる情報 |
| 四 船舶の運航を不法に支配する行為 |
| （国際海上運送保安指標の設定及び公示の方法） |
| 第五条 法第三条第一項の規定による国際海上運送保安指標の設定は、当該国際海上運送保安指標を国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保のために必要な措置の程度に応じて低いものから順に保安レベル一、保安レベル二又は保安レベル三とし、それらのいずれかを定めることにより行うものとする。 |
| 2 法第三条第一項の規定による国際海上運送保安指標の公示は、地方整備局、北海道開発局、地方整備局の事務所等、地方運輸局（運輸監理部を含む。）及び運輸支局等の掲示板における掲示並びにインターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。 |
| 第三条 法第二条第一項第二号の国土交通省令で定める海域は、次に掲げる海域とする。 |
| 一 東京湾（千葉県洲崎灯台から神奈川県剣崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域をいう。） |
| 二 伊勢湾（愛知県渥美郡渥美町大山三角点から三重県石鏡灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域をいう。） |
| 三 濑戸内海（和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県蒲生岬灯台まで引いた線、愛媛県佐田岬灯台から大分県関崎灯台まで引いた線、山口県六連島灯台から五六度四、八〇〇メートルの地点から〇度八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度一、七二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四四度八七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五七度二、九四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四六度三〇分に陸岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域をいう。） |
| （船舶警報通報装置） |
| 第六条 法第五条第二項の国土交通省令で定める船舶警報通報装置の設置に関する技術上の基準は、次に掲げる基準とする。 |
| 第一節 國際航海日本船舶の保安の確保のため必要な措置 |
| 第一条 法第二条第一項の国土交通省令で定める船舶警報通報装置の設置に関する技術上の基準は、次に掲げる基準とする。 |
| 二 船舶警報通報装置の作動を停止させるまでの前号に掲げる情報を継続的に送信するものであること。 |
| ハ 国際航海日本船舶に対する危害行為が発生したことを示す情報 |
| イ 国際航海日本船舶の船名、国際海事機関船舶警報通報装置の設置に関する技術上の基準は、次に掲げる基準とする。 |
| 一 船舶を特定することができる情報 |
| 二 船舶警報通報装置の位置を示す情報 |
| 三 航海船橋及びそれ以外の適当な場所における第一号に掲げる情報を送信できるものであること。 |
| 四 誤操作による第一号に掲げる情報を送信を防止するための措置が講じられているものであること。 |
| 五 他の船舶に第一号に掲げる情報を送信しないものであること。 |
| 六 可視可聴の警報を発しないものであること。 |
| 2 前項に定めるもののほか、船舶警報通報装置の設置に関する技術上の基準の細目は、国土交通大臣が告示で定める。 |

| 国際措置 | 海上運送安保守標 | 一連の規制区域を設定し、施錠その他の措置を講ずること。 | 口国際航海日本船舶に人又は車両が正当な理由なく立ち入ることを防止するため、本人確認その他の措置を講ずること。 |
|------|-----------|-----------------------------|--|
| ルベル一 | 保安を講ずること。 | 制限区域を設定し、施錠その他の措置を講ずること。 | 国際航海日本船舶に人又は車両が正当な理由なく立ち入ることを防止するため、本人確認その他の措置を講ずること。 |

二 当該国際航海日本船舶について国土交通大臣が保安レベル一を設定した場合に、当該条約締約国の政府が保安レベル二又は保安レベル三に相当する指標を設定したとき。
二 当該国際航海日本船舶について国土交通大臣が保安レベル二を設定した場合に、当該条約締約国の政府が保安レベル三に相当する指標を設定したとき。
法第六条の国土交通省令で定める措置は、次の表の上欄に掲げる国際海上運送保安指標に対応して、それぞれ同表の下欄に掲げるものとす。ただし、国際航海日本船舶について国土交通大臣がその構造・設備等を勘査して保安上差し支えないと認める場合にあつては、この限りでない。

安規程に定めるところにより行うものとする。

一 國際航海日本船舶が條約締約国の港にあり、又は條約締約国の港に入港をしようとする場合であつて、次の各号に掲げるときにおける法第六条の規定による船舶指標対応措置の実施は、當該國際航海日本船舶について當該條約締約国の政府が設定(當該条約締約国の政府が設定した國際海上運送保安指標に相当する指標を変更した場合を含む。以下この項において同じ。)した際海上海上運送保安指標に相当する指標を當該國際航海日本船舶について國土交通大臣が設定した國際海上運送保安指標とみなして、これに対応する船舶指標対応措置を行うものとする。

第七条 法第六条の規定による船舶指標対応措置の実施は、法第三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により国土交通大臣が国際航海日本船舶規則について国際海上運送保安指標を設定し、かつ、これを公示した場合に、速やかに、船舶保

| 三 保 安 レ ベ ル 三 | 二 保 安 レ ベ ル 二 | 一 保 安 レ ベ ル 一 |
|---|---|--|
| <p>イ　制限区域を設定し、施錠その他の措置を講ずること。</p> <p>ロ　国際航海日本船舶に人又は車両が正当な理由なく立ち入ることを防止するため、本人確認その他の措置を強化すること。</p> <p>ハ　積荷等について点検を強化すること。</p> <p>二　船内の巡視又は監視を強化すること。</p> <p>ホ　国際航海日本船舶の周囲の監視を強化すること。</p> | <p>イ　制限区域を設定し、施錠その他の措置を講ずること。</p> <p>ロ　国際航海日本船舶に人又は車両が正当な理由なく立ち入ることを防止するため、本人確認その他の措置を強化すること。</p> <p>ハ　積荷等について点検を強化すること。</p> <p>二　船内の巡視又は監視を強化すること。</p> <p>ホ　国際航海日本船舶の周囲の監視を強化すること。</p> | <p>イ　制限区域を設定し、施錠その他の措置を講ずること。</p> <p>ロ　国際航海日本船舶に当該国際航海日本船舶における業務の関係者以外の者又は当該関係者に係る車両以外の車両が立ち入ることを禁止すること。</p> <p>ハ　積荷等の積卸しを一時停止すること。</p> <p>二　全ての照明の点灯、監視設備の作動等により国際航海日本船舶の船内及びその周囲の監視を徹底すること。</p> <p>ホ　船内の巡視を強化すること。</p> <p>ヘ　関係行政機関及び埠頭保安管理者その他との連絡及び調整を図ること。</p> <p>ト　その他の国土交通大臣が特に必要と認めた措置を講ずること。</p> <p>前項に定めるもののほか、国際航海日本船舶であつて国際不定期旅客船（海上運送法昭和二十四年法律第八百一十七号）第二条第六項に規定する不定期航路事業に使用する旅客船をいう。（以下同じ。）であるもの（以下この条において「国際不定期日本旅客船」という。）が重要な重要国際埠頭施設及び法第三十三条第一項の規定により承認を受けた埠頭保安規程に相当する規</p> |

程に係る重要な国際埠頭施設以外の国際埠頭施設（以下この条において「重要な国際埠頭施設等」という。）に係留される場合における法第六条の国土交通省令で定める措置は、保安確認書（当該国際不定期日本旅客船の船長又はその船舶保安管理者と当該重要な国際埠頭施設等の埠頭保安管理者又は埠頭保安管理者に相当する者との間で当該国際不定期日本旅客船及び重要な埠頭施設等の保安の確保のために必要な措置について協議した結果を国土交通大臣が告示で定めるところにより相互に確認する書面をいう。以下同じ。）の作成及び当該保安確認書において確認された事項の実施とする。

前項の保安確認書は、作成した日から三年間保存するものとする。

（船舶保安統括者）

第八条 法第七条第一項の国土交通省令で定める要件は、次に掲げる事項についての知識及び能力を有する者であることとする。

一 法及び法に基づく命令並びに条約附属書第一章の二及び国際規則に規定する事項

二 船舶警報通報装置に関する事項

三 船舶指標対応措置に関する事項

四 操練その他教育訓練の実施に関する事項

五 船舶記録簿に関する事項

六 船舶保安規程及び船舶保安評価書に関する事項

七 危害行為に用いられるおそれのある武器及び爆発物その他の危険物に関する事項

八 危害行為が発生した場合の対処方法に関する事項

九 船舶の保安に関する情報の管理方法に関する事項

十 船舶の運航に関する事項

十一 港湾施設の運営に関する事項

法第七条第一項の規定による船舶保安統括者の選任は、次の各号のいずれにも該当しない者であつて、国際航海日本船舶の保安の確保に関する業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にある者のうちから、一人を選任することにより行う。

一 法又は法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 法第七条第四項の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

3 法第七条第二項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した船舶保安統括者選任（解任）届出書を、原子力船等（原子力船特殊規則（昭和四十二年運輸省令第八十四号）第二条に規定する原子力船及び危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第四十五条に規定する船舶をいう。以下同じ。）に係るものにあっては国土交通大臣に、原子力船等以外の船舶に係るものにあっては所有者所在地官庁に、提出しなければならない。

一 所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 船名、船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号

三 選任し、又は解任した船舶保安統括者の氏名及び生年月日

四 選任し、又は解任した年月日

五 選任の届出の場合にあっては、次に掲げる事項

イ 船舶保安統括者が第一項に規定する要件に該当する旨の説明

ロ 船舶保安統括者が前項の規定に適合する者である旨の説明

ハ 船舶保安統括者の住所及び緊急連絡用の電話番号その他緊急時ににおける連絡方法

六 解任の届出の場合にあっては、解任の理由

前項の届出書を提出した者は、前項第一号から第三号まで及び第五号ハに係る事項に変更を生じた場合においては、遅滞なくその旨を、原子力船等に係るものにあっては国土交通大臣に、原子力船等以外の船舶に係るものにあっては当該届出書を提出した所有者所在地官庁に、届け出なければならない。

5 法第七条第五項の業務の範囲は、次に掲げるものとする。

一 船舶保安規程の作成及びその変更に関するること。

二 船舶保安評価書の作成に關すること。

三 法第十一一条第四項の承認、法定検査、法第二十条第二項の審査及び検査並びに同条第三項の検査に係る申請その他の行為に關すること。

四 船舶保安管理者、当該国際航海日本船舶に係る保安の確保に關する業務に從事する者（船舶保安管理者を除く。以下「船舶保安從事者」と。）

する船舶保安記録簿への記載に代えることができる。

(船舶保安規程)

第十六条 法第十一條第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 船舶警報通報装置に関する事項

二 船舶指標対応措置の実施に関する事項

三 船舶保安統括者の選任に関する事項

四 船舶保安管理者の選任に関する事項

五 操練その他教育訓練の実施に関する事項

六 船舶保安記録簿の備付けに関する事項

七 船舶保安従事者の職務及び組織に関する事項

八 国際航海日本船舶の保安の確保に関する設備に関する事項

九 国際航海日本船舶に係る保安の確保に関する業務に関する監査に関する事項

十 国際航海日本船舶の保安に関する情報の管理方法に関する事項

十一 危害行為が発生した場合の対処方法に関する事項

十二 前各号に掲げるものほか、国際航海日本船舶の保安の確保のために必要な事項として国土交通大臣が告示で定める事項

十三 前条第一項の規定は、法第十一條第一項の規定による船舶保安規程の備置きについて準用する。

十四 前条第三項及び第四項の規定は、法第十一條第一項の規定による船舶保安規程の記載について準用する。この場合において、「同条第四項中「第一項の表の下欄の各号に掲げる事項」とあるのは、「第十六条第一項各号に掲げる事項」と読み替えるものとする。

(船舶保安規程の承認の申請)

第十七条 法第十一條第四項の承認を受けようとする者は、船舶保安規程承認申請書(第一号様式)を、原子力船等に係るものにあっては国土交通大臣に、原子力船等以外の船舶に係るものにあっては所有者所在地官庁に、提出しなければならない。

船舶保安規程承認申請書には、船舶保安規程及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 船舶保安評価書

二 一般配置図

三 船体中央横断面図

四 船舶警報通報装置の構造及び配置を示す図面

3 五 制限区域を示す図面

国土交通大臣又は所有者所在地官庁は、前項に規定するもののほか、承認のため必要な書類の提出を求め、又は同項に規定する書類の一部についてその提出を免除することができる。

(船舶保安規程の変更の承認の申請)

第十八条 船舶保安規程の承認を受けた者は、当該承認を受けた船舶保安規程について変更(第二十条各号に掲げる変更を除く。)をしようとする場合は、船舶保安規程変更承認申請書(第二号様式)を、原子力船等に係るものにあっては国土交通大臣に、原子力船等以外の船舶に係るものにあっては所有者所在地官庁に、提出しなければならない。

(船舶保安規程変更承認申請書には、船舶保安規程の変更部分の抜粋及び前条第二項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るもの添付しなければならない。

(船舶保安規程の承認の引継ぎ)

第十九条 第十七条又は前条の規定により申請をした者は、当該申請をした者の所在地が所有者所在地官庁の管轄する区域外に移転した場合は、当該申請をした所有者所在地官庁に船舶保安規程承認申請書(第三号様式)を提出して、新たな所有者所在地官庁への船舶保安規程の承認の引継ぎを受けることができる。

(船舶保安規程の軽微な変更)

第二十条 法第十一條第四項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 操練の実施に際しての関係者との連絡及び調整に関する事項に係る変更

二 船舶保安統括者の選任に関する事項の変更

三 船舶保安管理者の選任に関する事項の変更

四 前三号に掲げるものほか、国際航海日本船舶の保安の確保に支障がないと国土交通大臣が認める事項の変更

(船舶保安規程の軽微な変更の届出)

第二十一条 船舶保安規程の承認を受けた者は、船舶保安規程について前条各号に掲げる変更をした場合は、遅滞なく、変更した事項及びその理由を記載した届出書を、原

子力船等に係るものにあっては国土交通大臣に、原子力船等以外の船舶に係るものにあっては所有者所在地官庁に、提出しなければならない。

(船舶保安規程の軽微な変更の届出)

第二十二条 法第十一條第五項の船舶保安評価書は、次に掲げるところにより評価を行った結果を記載したものとする。

(船舶保安評価書)

第二款 国際航海日本船舶の検査等

(検査の申請)

第二十三条 定期検査、中間検査又は臨時検査を受けようとする者は、船舶保安検査申請書(第四号様式)を、原子力船等に係るものにあっては国土交通大臣に、原子力船等以外の船舶に係るものにあっては所有者所在地官庁に、定期検査を初めて受ける場合は、次の書類を添付しなければならない。

イ 臨時船舶保安証書(臨時船舶保安証書の交付を受けている国際航海日本船舶に限る。)

ロ 第十七条第二項第二号から第五号までに掲げる書類

ハ 船舶保安規程の写し

二 前号の場合を除き、定期検査、中間検査又は臨時検査を受ける場合は、次の書類

イ 船舶保安証書

ロ 船舶警報通報装置を変更する場合にあつては、第十七条第二項第二号から第五号までに掲げる書類のうち当該変更に係るもの

ハ 船舶保安規程の写し

二 船舶保安規程の写し

ハ 船舶保安規程を変更する場合にあつては、第十七条第二項第二号から第五号までに掲げる書類のうち当該変更に係るもの

一 國際航海日本船舶の構造、設備等について実地にその状況を調査すること。

二 船舶保安評価書の作成に関する知識及び能力を有する者により評価が行われること。

三 第三十三条第一項各号に掲げる事由のいづれかに該当することを示す書類

四 国土交通大臣又は船舶所在地官庁は、検査の実施による船舶保安評価書の記載について準用する。

五 第十五条第四項の規定は、法第十一條第二項の規定による船舶保安評価書の記載について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項の表の下欄の各号に掲げる事項」とあるのは、「法第十一條第五項の規定により行つた評価の結果」と読み替えるものとする。

(検査の引継ぎ又は委嘱)

第二款 国際航海日本船舶の検査等

(検査の申請)

第二十三条 定期検査、中間検査又は臨時検査を受けようとする者は、船舶保安検査申請書(第四号様式)を、原子力船等に係るものにあっては国土交通大臣に、原子力船等以外の船舶に係るものにあっては所有者所在地官庁に、定期検査を初めて受ける場合は、次の書類添付しなければならない。

イ 臨時船舶保安証書(臨時船舶保安証書の交付を受けている国際航海日本船舶に限る。)

ロ 第十七條第二項第二号から第五号までに掲げる書類

ハ 船舶保安規程の写し

二 前号の場合を除き、定期検査、中間検査又は臨時検査を受ける場合は、次の書類

イ 船舶保安証書

二 前号の場合を除き、定期検査又は臨時航行検査を受けけるべき事項について、次に掲げる準備を受けるべき事項について、次に掲げる準備をするものとする。

イ 船舶警報通報装置にあっては、次に掲げるものと認められるときには、その検査を当該他の地方運輸局等に委嘱することができる。

(法定検査の準備)

第二十五条 法定検査を受けようとする者は、当該法定検査を受けるべき事項について、次に掲げる準備をするものとする。

一 定期検査、中間検査又は臨時航行検査を受ける場合の準備にあつては、次に掲げるものと認められる理由があると認めるときは、その検査を当該他の地方運輸局等に委嘱することができる。

(法定検査の準備)

第二十六条 法定検査を受けようとする者は、当該法定検査を受けるべき事項について、次に掲げる準備をするものとする。

一 定期検査、中間検査又は臨時航行検査を受ける場合の準備にあつては、次に掲げるものと認められる理由があると認めるときは、その検査を当該他の地方運輸局等に委嘱することができる。

(法定航行検査の準備)

第二十七条 船舶保安規程の承認を受けた者は、船舶保安規程について前条各号に掲げる変更をした場合は、遅滞なく、変更した事項及びその理由を記載した届出書を、原

子力船等に係るものにあっては国土交通大臣に、原子力船等以外の船舶に係るものにあっては所有者所在地官庁に、提出しなければならない。

(船舶保安規程の軽微な変更の届出)

第二十八条 船舶保安規程の承認を受けた者は、船舶保安規程について前条各号に掲げる変更をした場合は、遅滞なく、変更した事項及びその理由を記載した届出書を、原

子力船等に係るものにあっては国土交通大臣に、原子力船等以外の船舶に係るものにあっては所有者所在地官庁に、提出しなければならない。

(船舶保安規程の軽微な変更の届出)

第二十九条 船舶保安規程の承認を受けた者は、船舶保安規程について前条各号に掲げる変更をした場合は、遅滞なく、変更した事項及びその理由を記載した届出書を、原

子力船等に係るものにあっては国土交通大臣に、原子力船等以外の船舶に係るものにあっては所有者所在地官庁に、提出しなければならない。

(船舶保安規程の軽微な変更の届出)

第三十条 船舶保安規程の承認を受けた者は、船舶保安規程について前条各号に掲げる変更をした場合は、遅滞なく、変更した事項及びその理由を記載した届出書を、原

子力船等に係るものにあっては国土交通大臣に、原子力船等以外の船舶に係るものにあっては所有者所在地官庁に、提出しなければならない。

(船舶保安規程の軽微な変更の届出)

第三十一条 船舶保安規程の承認を受けた者は、船舶保安規程について前条各号に掲げる変更をした場合は、遅滞なく、変更した事項及びその理由を記載した届出書を、原

子力船等に係るものにあっては国土交通大臣に、原子力船等以外の船舶に係るものにあっては所有者所在地官庁に、提出しなければならない。

(船舶保安規程の軽微な変更の届出)

第三十二条 船舶保安規程の承認を受けた者は、船舶保安規程について前条各号に掲げる変更をした場合は、遅滞なく、変更した事項及びその理由を記載した届出書を、原

子力船等に係るものにあっては国土交通大臣に、原子力船等以外の船舶に係るものにあっては所有者所在地官庁に、提出しなければならない。

(船舶保安規程の軽微な変更の届出)

第三十三条 船舶保安規程の承認を受けた者は、船舶保安規程について前条各号に掲げる変更をした場合は、遅滞なく、変更した事項及びその理由を記載した届出書を、原

子力船等に係るものにあっては国土交通大臣に、原子力船等以外の船舶に係るものにあっては所有者所在地官庁に、提出しなければならない。

(船舶保安規程の軽微な変更の届出)

第三十四条 船舶保安規程の承認を受けた者は、船舶保安規程について前条各号に掲げる変更をした場合は、遅滞なく、変更した事項及びその理由を記載した届出書を、原

子力船等に係るものにあっては国土交通大臣に、原子力船等以外の船舶に係るものにあっては所有者所在地官庁に、提出しなければならない。

(船舶保安規程の軽微な変更の届出)

第三十五条 船舶保安規程の承認を受けた者は、船舶保安規程について前条各号に掲げる変更をした場合は、遅滞なく、変更した事項及びその理由を記載した届出書を、原

子力船等に係るものにあっては国土交通大臣に、原子力船等以外の船舶に係るものにあっては所有者所在地官庁に、提出しなければならない。

(船舶保安規程の軽微な変更の届出)

第三十六条 船舶保安規程の承認を受けた者は、船舶保安規程について前条各号に掲げる変更をした場合は、遅滞なく、変更した事項及びその理由を記載した届出書を、原

子力船等に係るものにあっては国土交通大臣に、原子力船等以外の船舶に係るものにあっては所有者所在地官庁に、提出しなければならない。

(船舶保安規程の軽微な変更の届出)

第三十七条 船舶保安規程の承認を受けた者は、船舶保安規程について前条各号に掲げる変更をした場合は、遅滞なく、変更した事項及びその理由を記載した届出書を、原

子力船等に係るものにあっては国土交通大臣に、原子力船等以外の船舶に係るものにあっては所有者所在地官庁に、提出しなければならない。

(船舶保安規程の軽微な変更の届出)

(船舶保安証書等の書換え)
第三十六条 国際航海日本船舶の所有者は、証書の記載事項を変更しようとする場合又はその記載事項に変更を生じた場合は、速やかに、当該証書を添付して船舶保安証書等書換申請書(第十一号様式)を、原子力船等に係るものにあっては国土交通大臣に、原子力船等以外の船舶に係るものにあっては船舶所在地官庁に、提出し、その書換えを受けなければならない。

(証書の返納)

第三十七条 国際航海日本船舶の所有者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、その受有する証書(第四号の場合にあっては、発見した証書)を、原子力船等に係るものにあっては国土交通大臣に、原子力船等以外の船舶に係るものにあっては船舶所在地官庁に、返納しなければならない。

一 船舶が滅失し、沈没し、又は解撤されたとき

二 船舶が国際航海日本船舶でなくなったとき

三 証書の有効期間が満了したとき
四 証書を滅失したことにより証書の再交付を受けた後、その滅失した証書を発見したとき

五 前各号に掲げる場合のほか、船舶が証書を受有することを要しなくなったとき。

(船舶保安証書の返付等)

第三十八条 国土交通大臣又は船舶所在地官庁は、中間検査又は臨時検査の結果、法第十三条第一項各号に掲げる要件に適合すると認める場合は、当該検査を申請した者に第二十三条第二項の規定により提出された船舶保安証書を返すものとする。この場合において、当該証書に当該検査に合格した旨を記載するものとす。

(船級協会の登録の申請)

第三十九条 法第二十条第一項(法第二十条第七項において準用する船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二十五条の四十八において準用する場合を含む。)の規定により法第二十条第一項の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| | |
|---|--|
| 2 | 一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類 |
| 3 | 二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 |
| 4 | 三 登録を受けようとする者が法第二十条第二項の審査及び検査の業務並びに同条第三項の所在地検査の業務を開始しようとするとする年月日 |
| 5 | 四 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 |
| 6 | 五 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 |

| | |
|---|--|
| 2 | 一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類 |
| 3 | 二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 |
| 4 | 三 登録を受けようとする者が法第二十条第二項の審査及び検査の業務並びに同条第三項の所在地検査の業務を開始しようとするとする年月日 |
| 5 | 四 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 |
| 6 | 五 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 |

| | |
|---|----------------------------------|
| 2 | 一 船級協会の船級の登録を受けている旨の証明書 |
| 3 | 二 船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号 |
| 4 | 三 総トン数 |
| 5 | 四 所有者の氏名又は名称及び住所 |
| 6 | 五 法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査の種類 |

| | |
|---|----------------------------------|
| 2 | 一 船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号 |
| 3 | 二 船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号 |
| 4 | 三 総トン数 |
| 5 | 四 所有者の氏名又は名称及び住所 |
| 6 | 五 法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査の種類 |

| | |
|---|----------------------------------|
| 2 | 一 船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号 |
| 3 | 二 船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号 |
| 4 | 三 総トン数 |
| 5 | 四 所有者の氏名又は名称及び住所 |
| 6 | 五 法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査の種類 |

| | |
|---|----------------------------------|
| 2 | 一 船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号 |
| 3 | 二 船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号 |
| 4 | 三 総トン数 |
| 5 | 四 所有者の氏名又は名称及び住所 |
| 6 | 五 法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査の種類 |

| | |
|---|----------------------------------|
| 2 | 一 船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号 |
| 3 | 二 船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号 |
| 4 | 三 総トン数 |
| 5 | 四 所有者の氏名又は名称及び住所 |
| 6 | 五 法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査の種類 |

| | |
|---|----------------------------------|
| 2 | 一 船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号 |
| 3 | 二 船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号 |
| 4 | 三 総トン数 |
| 5 | 四 所有者の氏名又は名称及び住所 |
| 6 | 五 法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査の種類 |

| | |
|---|----------------------------------|
| 2 | 一 船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号 |
| 3 | 二 船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号 |
| 4 | 三 総トン数 |
| 5 | 四 所有者の氏名又は名称及び住所 |
| 6 | 五 法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査の種類 |

| | |
|---|----------------------------------|
| 2 | 一 船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号 |
| 3 | 二 船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号 |
| 4 | 三 総トン数 |
| 5 | 四 所有者の氏名又は名称及び住所 |
| 6 | 五 法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査の種類 |

| | |
|---|----------------------------------|
| 2 | 一 船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号 |
| 3 | 二 船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号 |
| 4 | 三 総トン数 |
| 5 | 四 所有者の氏名又は名称及び住所 |
| 6 | 五 法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査の種類 |

| | |
|---|----------------------------------|
| 2 | 一 船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号 |
| 3 | 二 船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号 |
| 4 | 三 総トン数 |
| 5 | 四 所有者の氏名又は名称及び住所 |
| 6 | 五 法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査の種類 |

| | |
|---|----------------------------------|
| 2 | 一 船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号 |
| 3 | 二 船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号 |
| 4 | 三 総トン数 |
| 5 | 四 所有者の氏名又は名称及び住所 |
| 6 | 五 法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査の種類 |

| | |
|---|----------------------------------|
| 2 | 一 船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号 |
| 3 | 二 船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号 |
| 4 | 三 総トン数 |
| 5 | 四 所有者の氏名又は名称及び住所 |
| 6 | 五 法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査の種類 |

| | |
|---|----------------------------------|
| 2 | 一 船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号 |
| 3 | 二 船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号 |
| 4 | 三 総トン数 |
| 5 | 四 所有者の氏名又は名称及び住所 |
| 6 | 五 法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査の種類 |

| | |
|---|----------------------------------|
| 2 | 一 船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号 |
| 3 | 二 船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号 |
| 4 | 三 総トン数 |
| 5 | 四 所有者の氏名又は名称及び住所 |
| 6 | 五 法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査の種類 |

| | |
|---|----------------------------------|
| 2 | 一 船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号 |
| 3 | 二 船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号 |
| 4 | 三 総トン数 |
| 5 | 四 所有者の氏名又は名称及び住所 |
| 6 | 五 法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査の種類 |

| | |
|---|----------------------------------|
| 2 | 一 船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号 |
| 3 | 二 船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号 |
| 4 | 三 総トン数 |
| 5 | 四 所有者の氏名又は名称及び住所 |
| 6 | 五 法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査の種類 |

| | |
|---|----------------------------------|
| 2 | 一 船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号 |
| 3 | 二 船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号 |
| 4 | 三 総トン数 |
| 5 | 四 所有者の氏名又は名称及び住所 |
| 6 | 五 法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査の種類 |

| | |
|---|----------------------------------|
| 2 | 一 船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号 |
| 3 | 二 船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号 |
| 4 | 三 総トン数 |
| 5 | 四 所有者の氏名又は名称及び住所 |
| 6 | 五 法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査の種類 |

| | |
|---|----------------------------------|
| 2 | 一 船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号 |
| 3 | 二 船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号 |
| 4 | 三 総トン数 |
| 5 | 四 所有者の氏名又は名称及び住所 |
| 6 | 五 法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査の種類 |

| | |
|---|----------------------------------|
| 2 | 一 船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号 |
| 3 | 二 船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号 |
| 4 | 三 総トン数 |
| 5 | 四 所有者の氏名又は名称及び住所 |
| 6 | 五 法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査の種類 |

| | |
|---|----------------------------------|
| 2 | 一 船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号 |
| 3 | 二 船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号 |
| 4 | 三 総トン数 |
| 5 | 四 所有者の氏名又は名称及び住所 |
| 6 | 五 法第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査の種類 |

| | |
|---|----------------------|
| 2 | 一 船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号 |
| 3 | 二 船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号 |
| 4 | 三 総トン数 |
| 5 | 四 所 |

必要な事項の現況について記載した書面をい
う。以下同じ。)を、特定重要コンテナ埠頭施
設等に係るものにあつては国土交通大臣に、特
定重要コンテナ埠頭施設等以外の重要な国際埠頭
施設に係るものにあつては港湾施設所在地官庁
に、提出しなければならない。ただし、法第三
十二条第三項の規定により複数の重要な国際埠頭施
設に係る埠頭保安規程を一体のものとして定
めようとする場合であつて、当該複数の重要な国
際埠頭施設が国際コンテナ埠頭施設若しくは国
際車両航送施設(国際戦略港湾又は国際拠点港
湾にあるものに限る)又は国際定期旅客施設
を含むときは、当該埠頭施設保安評価準備書を
国土交通大臣に提出しなければならない。

前項の場合において、重要な国際埠頭施設の設
置者(国を除く。以下この項において同じ。)
と管理者者が異なり、かつ、当該重要な国際埠頭施
設の設置者が埠頭保安設備を設置し、及び維
持するときは、埠頭施設保安評価準備書のうち
当該埠頭保安設備の設置及び維持に係る部分に
ついては、当該重要な国際埠頭施設の設置者及び
管理者が共同して作成したものでなければなら
ない。

法第三十二条第六項の規定による評価は、第
三項の規定により提出された埠頭施設保安評価
準備書の内容を確認した上で行うものとする。
(埠頭保安規程の承認の申請)

第五十九条 法第三十二条第五項の承認を受けよ
うとする者は、埠頭保安規程承認申請書を、特
定重要コンテナ埠頭施設等に係るものにあつては
国土交通大臣に、特定重要コンテナ埠頭施設
等以外の重要な国際埠頭施設に係るものにあつては
港湾施設所在地官庁に、提出しなければなら
ない。

埠頭保安規程承認申請書には、埠頭保安規程
及び次に掲げる書類を添付しなければならな
い。

一 港湾施設保安評価書を踏まえて埠頭保安規
程を定めたことについて説明する書類

二 重要な国際埠頭施設の構造及び配置を示す
図面

三 埠頭保安設備の品名及び設計図その他当該
設備の仕様を明らかにする書類

(埠頭保安規程の変更の承認の申請)

該承認を受けた埠頭保安規程について次に掲げる重要な事項の変更を行おうとする場合又は複数の重要な国際埠頭施設について当該複数の重要な国際埠頭施設に係る埠頭保安規程を一体のものとして定めようとする場合には、あらかじめその旨を、特定重要コンテナ埠頭施設等に係るものにあつては国土交通大臣に、特定重要コンテナ埠頭施設等以外の重要な国際埠頭施設に係るものにあつては港湾施設所在地官庁に、申し出なければならない。

一 制限区域に関する事項

二 埠頭保安設備の構造及び配置に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、重要な国際埠頭施設の保安の確保のために必要な事項として国土交通大臣が告示で定める事項

2 埠頭保安規程の承認を受けた者は、当該承認を受けた埠頭保安規程について変更（前項に規定する重要な事項の変更を含み、第五十八条第三項各号に掲げる変更を除く。）をしようとする場合は、埠頭保安規程変更承認申請書を、特定重要コンテナ埠頭施設等に係るものにあつては国土交通大臣に、特定重要コンテナ埠頭施設等以外の重要な国際埠頭施設に係るものにあつては港湾施設所在地官庁に、提出しなければならない。

3 埠頭保安規程変更承認申請書には、埠頭保安規程の変更部分の抜粋及び前条第二項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添付しなければならない。

（埠頭保安規程の軽微な変更の届出）

第六十一条 埠頭保安規程の承認を受けた者は、当該承認を受けた埠頭保安規程について第五十八条第二項各号に掲げる変更をした場合は、遅滞なく、変更した事項及びその理由を記載した届出書を、特定重要コンテナ埠頭施設等に係るものにあつては国土交通大臣に、特定重要コンテナ埠頭施設等以外の重要な国際埠頭施設に係るものにあつては港湾施設所在地官庁に、提出しなければならない。

（埠頭保安規程に相当する規程）

第六十二条 法第三十三条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 埠頭指標対応措置に相当する措置の実施に関する事項

二 埠頭保安設備に相当する設備の設置及び維持に関する事項

三 埠頭保安管理者に相当する者の選任に関する事項

五 埠頭保安従事者に相当する者の職務及び組織に関する事項

六 重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設に関する保安の確保に関する業務に関する監査に関する事項

七 重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の保安に関する情報の管理方法に関する事項

八 危害行為が発生した場合の対処方法に関する事項

九 前各号に掲げるもののほか、重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者が埠頭保安規程に相当する規程の承認を受けようとする場合は、あらかじめその旨を、重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者が埠頭保安規程に相当する規程の承認を受けようとする場合は、あらかじめその旨を、重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設（国際戦略港湾又は国際拠点港湾にあるものに限る。）であつて国際コンテナ埠頭施設若しくは国際車両航送施設を含むもの又は重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設であつて国際定期旅客施設を含むもの（以下「特定コンテナ埠頭施設等」という。）に係るものにあっては国土交通大臣に、特定コンテナ埠頭施設等を除いた重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設に係るものにあっては港湾施設所在地の官庁に、申し出なければならない。

三 第五十四条から前条まで（第五十八条第一項を除く。）の規定は、埠頭保安規程に相当する規程に係る者は、当該国際埠頭施設の保安の確保のために必要な措置に関する事項の規定による報告を求められたときは、直ちに、これに関する報告をしなければならない。

第六十四条 削除

第二節 国際水域施設に関する措置

(水域指標対応措置)

第六十五条 法第三十七条の規定による水域指標の実施は、法第三条第一項（同条第四項に規定する事項に相当する事項）

| | | |
|--|--|--|
| 3 | 一　他の国土交通大臣が特に必要と認め た措置を講ずること。 | 四　重要国際埠頭施設の前面の泊地及びこれに接続する主な航路の巡視又は監視を強化すること。 |
| 法第三十九条第一項の国土交通省令で定める要件は、次に掲げる事項についての知識及び能力を有する者であることとする。 | 二　関係行政機関及び船舶保安管理者その他の関係者の連絡及び調整を図ること。 | 三　その他国際規則に規定する事項 |
| (水域保安管理者) | 四　法第三十九条第一項の国土交通省令で定める要件は、次に掲げる事項についての知識及び能力を有する者であることとする。 | 五　選任し、又は解任した年月日 |
| 第六十六条 法第三十九条第一項の国土交通省令で定める要件は、次に掲げる事項についての知識及び能力を有する者であることとする。 | 六　選任の届出の場合にあっては、次に掲げる事項 | 七　選任の届出の場合にあっては、次に掲げる事項 |
| (水域保安管理者) | 八　水域指標対応措置に関する事項 | 九　港湾施設の運営に関する事項 |

| | | |
|---|---|---|
| 2 | 一　法及び法に基づく命令並びに条約附属書第一章の二及び国際規則に規定する事項 | 四　法第三十九条第一項の国土交通省令で定める要件は、次に掲げる事項についての知識及び能力を有する者であることとする。 |
| 法第三十九条第一項の規定による水域保安管理者の選任は、次の各号のいずれにも該当しない者であつて、国際水域施設に係る保安の確保に関する業務を適切に遂行することができる管理者的又は監督的地位にある者のうちから、一人を選任することにより行うものとする。 | 五　法第三十九条第一項の規定による水域保安管理者の選任は、次の各号のいずれにも該当しない者であつて、国際水域施設に係る保安の確保に関する業務を適切に遂行することができる管理者的又は監督的地位にある者のうちから、一人を選任することにより行うものとする。 | 六　法第三十九条第一項の規定による水域保安管理者の選任は、次の各号のいずれにも該当しない者であつて、国際水域施設に係る保安の確保に関する業務を適切に遂行することができる管理者的又は監督的地位にある者のうちから、一人を選任することにより行うものとする。 |
| 法第三十九条第一項の規定による水域保安管理者の選任は、次の各号のいずれにも該当しない者であつて、国際水域施設に係る保安の確保に関する業務を適切に遂行することができる管理者的又は監督的地位にある者のうちから、一人を選任することにより行うものとする。 | 七　法第三十九条第一項の規定による水域保安管理者の選任は、次の各号のいずれにも該当しない者であつて、国際水域施設に係る保安の確保に関する業務を適切に遂行することができる管理者的又は監督的地位にある者のうちから、一人を選任することにより行うものとする。 | 八　法第三十九条第一項の規定による水域保安管理者の選任は、次の各号のいずれにも該当しない者であつて、国際水域施設に係る保安の確保に関する業務を適切に遂行することができる管理者的又は監督的地位にある者のうちから、一人を選任することにより行うものとする。 |
| 八　船舶の運航に関する事項 | 九　港湾施設の運営に関する事項 | 十　水域指標対応措置に関する事項 |

| | | |
|---|---|---|
| 3 | 一　水域指標対応措置の実施に関する事項 | 四　法第三十九条第一項の規定による水域保安管理者の選任は、次の各号のいずれにも該当しない者であつて、国際水域施設に係る保安の確保に関する業務を適切に遂行することができる管理者的又は監督的地位にある者のうちから、一人を選任することにより行うものとする。 |
| 法第三十九条第一項の規定による水域保安管理者の選任は、次の各号のいずれにも該当しない者であつて、国際水域施設に係る保安の確保に関する業務を適切に遂行することができる管理者的又は監督的地位にある者のうちから、一人を選任することにより行うものとする。 | 五　法第三十九条第一項の規定による水域保安管理者の選任は、次の各号のいずれにも該当しない者であつて、国際水域施設に係る保安の確保に関する業務を適切に遂行することができる管理者的又は監督的地位にある者のうちから、一人を選任することにより行うものとする。 | 六　法第三十九条第一項の規定による水域保安管理者の選任は、次の各号のいずれにも該当しない者であつて、国際水域施設に係る保安の確保に関する業務を適切に遂行することができる管理者的又は監督的地位にある者のうちから、一人を選任することにより行うものとする。 |
| 八　船舶の運航に関する事項 | 九　港湾施設の運営に関する事項 | 十　水域指標対応措置に関する事項 |
| 九　港湾施設の運営に関する事項 | 十　水域指標対応措置に関する事項 | 十一　水域訓練その他の教育訓練の実施に関する事項 |

| | | |
|---|------------------------------------|-------------------------|
| 2 | 一　特定港湾管理の名称及び住所並びにその代表者の氏名 | 三　国際戦略港湾等の名称 |
| 法第三十九条第一項の規定による水域訓練の実施は、水域指標対応措置の実施を確保するため、水域保安規程に定めるところにより、少なくとも三月に一回行うものとする。この場合において、埠頭保安管理者その他の関係者との連携に係る水域訓練は、少なくとも毎年一回、地官庁に提出しなければならない。 | 二　水域指標対応措置の実施に関する監査に関する事項 | 三　国際戦略港湾等の名称 |
| 法第三十九条第一項の規定による水域訓練の実施は、水域指標対応措置の実施を確保するため、水域保安規程に定めるところにより、少なくとも三月に一回行うものとする。この場合において、埠頭保安管理者その他の関係者との連携に係る水域訓練は、少なくとも毎年一回、地官庁に提出しなければならない。 | 四　水域指標対応措置に相当する訓練その他の教育訓練の実施に関する事項 | 五　選任の届出の場合にあっては、次に掲げる事項 |
| (水域訓練) | 六　選任の届出の場合にあっては、次に掲げる事項 | 七　選任の届出の場合にあっては、次に掲げる事項 |
| 第六十七条 法第三十九条の規定による水域訓練の実施は、水域指標対応措置の実施を確保するため、水域保安規程に定めるところにより、少なくとも三月に一回行うものとする。この場合において、埠頭保安管理者その他の関係者との連携に係る水域訓練は、少なくとも毎年一回、地官庁に提出しなければならない。 | 八　船舶保安管理者その他の関係者との連絡及び調整に関する事項 | 九　港湾施設の運営に関する事項 |

五 特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設に係る保安の確保に関する事項

六 特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設の保安に関する情報の管理方法に関する事項

七 危害行為が発生した場合の対処方法に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設の保安の確保のために必要な事項として国土交通大臣が告示で定める事項

九 法第四十一条第一項の規定により特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設の管理者が水域保安規程に相当する規程の承認を受けようとする場合は、あらかじめ、その旨を港湾施設所在地官庁に申し出なければならない。

十 前項に規定する申出は、同項に規定する国際水域施設に接続する重要な国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者が第六十二条第二項に規定する承認の申出を行った後でなければ、することができない。

十一 第六十五条から前条まで、第六十八条第一項を除く。)の規定は、水域保安規程に相当する規程に係る特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設について準用する。この場合において、第六十五条第二項の表中「重要国際埠頭施設」とあるのは、「国際埠頭施設」と読み替えるものとする。

(報告の微収)

第七十三条 法第四十条第三項の承認を受けた水域保安規程に係る特定港湾管理者及び法第四十条第一項の承認を受けた水域保安規程に相当する規程に係る者は、当該国際水域施設の保安の確保のために必要な措置に關し法第四十三条の規定による報告を求められたときは、直ちに、これに関する報告をしなければならない。

第十四章 国際航海船舶の入港に係る規制

(船舶保安情報の通報の方法)

第七十四条 法第四十四条第一項前段の規定による本邦以外の地域の港から本邦の港(特定海域を除く。以下この項並びに次条第十三号、第十号及び第十六号において同じ。)に入港(特定海域への入港を除く。以下この項並びに次条第十三号及び第十五号において同じ。)をしようとする国際航海船舶(特定海域に入域をするうとする国際航海船舶(特定海域に入域をする

国際航海船舶を除く。)の船長が行う通報は、本邦の港に入港をする二十四時間前までに、入港をしようとする本邦の港及び当該本邦の港の係留施設の名称並びに入港の予定時刻

十六 本邦の港から出港をした後に入港をしようとする特定海域の入域の位置及び入域の予定時刻

十七 船舶警報装置又は船舶警報通報装置に相当する装置の有無

十八 当該国際航海船舶が実施する船舶指標対応措置に対応した国際海上運送保安指標又は船舶指標対応措置に相当する措置に対応した国際海上運送保安指標に相当する指標

十九 船舶保安統括者又は船舶保安統括者に相当する者の氏名及び連絡先

二十 船舶保安管理者又は船舶保安管理者に相当する者の氏名及び職名

二十一 船舶保安証書若しくは臨時船舶保安証書又は船舶保安証書若しくは臨時船舶保安証書に相当する証書の番号及び発給機関

二十二 本邦の港に入港をする直前の寄港までの過去十回の寄港(当該寄港に本邦の港への寄港が含まれる場合にあっては、直近の本邦の港への寄港以降のもの)に関する事項であつて次に掲げるもの

イ 各寄港地が所在する国の名称及び港名並びに入港及び出港の年月日

ロ 各寄港地において実施した船舶指標対応措置に対応した国際海上運送保安指標又は船舶指標対応措置に相当する措置に対応した国際海上運送保安指標に相当する指標

ハ 各寄港地において実施した船舶指標対応措置に加えて実施した措置があつた場合は、当該措置

二十三 次の又はロに掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ又はロに定める日以後における北朝鮮の港への寄港の有無

イ 国際航海日本船舶 平成二十八年十二月

九日 口 国際航海外国船舶 平成二十八年二月十

九日

二十四 乗船している乗組員の氏名、国籍、生年月日、乗員手帳の番号及び職名

二十五 乗船している旅客の氏名、国籍、生年月日、旅券の番号、出発地及び最終目的地

二十六 航行中の異変その他当該国際航海船舶の保安の確保に関し参考となる事項

二十七 通報者の氏名

二十八 呼出符号

二十九 海上保安庁との連絡方法

(やむを得ない事由)

三〇 法第四十四条第三項の国土交通省令で定めるやむを得ない事由は、国際航海船舶に係る次に掲げるものとす

一 荒天又は異常な気象若しくは海象のため、当該国際航海船舶に急迫した危難があること。

二 船体又は機関の重大な損傷により、当該

三 国際航海船舶に急迫した危難があること。

四 前三号に掲げるもののほか、当該国際航海

五 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

六 法第四十四条第三項の規定により本邦以外の地域の港から本邦の港に入港をする国際航海船舶に係る次に掲げる船舶

七 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

八 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

九 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

十 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

十一 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

十二 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

十三 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

十四 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

十五 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

十六 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

十七 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

十八 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

十九 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

二十 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

二十一 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

二十二 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

二十三 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

二十四 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

二十五 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

二十六 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

二十七 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

二十八 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

二十九 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

三十 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

三十一 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

三十二 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

三十三 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

三十四 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

三十五 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

三十六 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

三十七 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

三十八 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

三十九 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

四十 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

四十一 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

四十二 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

四十三 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

四十四 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

四十五 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

四十六 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

四十七 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

四十八 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

四十九 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

五十 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

五十一 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

五十二 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

五十三 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

五十四 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

五十五 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

五十六 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

五十七 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

五十八 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

五十九 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

六十 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

六十一 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

六十二 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

六十三 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

六十四 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

六十五 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

六十六 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

六十七 船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項

行うものとする。
前項の規定にかかわらず、第八条第三項に規定する船舶所在地官庁を経由して、第三章に規定する申請書の提出及び同条第四項に規定する届出、第九条第二項に規定する船舶保安管理者選任（解任）届出書の提出及び同条第三項に規定する届出、第十七条第一項に規定する船舶保安規程承認申請書の提出、第十八条第一項に規定する船舶保安規程変更承認申請書の提出、第十九条の規定による船舶保安規程承認引継申請書の提出並びに第二十一条の規定による届出書の提出は、最寄りの地方運輸局長等を経由して行うことができる。

时
刊
少

第一条 この省令は、法の施行の日から施行す

る。ただし、第十条から第十三条まで、第三十九条から第四十三条まで、第七十九条第一項、第八十一条から第八十四条まで、附則第五条から第十五条までの規定並びに附則第十六条から第十九条までの改正規定は法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成十六年四月二十三日）から施行する。

(法の施行の日の前に船舶警報通報装置を設置して國土交通大臣の行つ法第十二条の検査若しくは第十七条第一項の検査に相当する検査又は船級協会の行う法第二十条第二項の検査に相当する検査(当該検査において船舶警報通報装置の設置に関する検査が行われたものに限る。)を受けた国際航海日本船舶を除く。)について、同様各号に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期まで(国際航海日本船舶が、当該時期の前に当該国際航海船舶に船舶警報通報装置を設置して國土交通大臣の行う定期検査若しくは臨時航行検査又は船級協会の行う法第二十条第二項の検査を受けたとき(当該検査において船舶警報通報装置の設置に係る検査が行われたときに限る。)は、その時まで)、法第五条の規定並びに法第十一条第一項、第十二条、第十三条第一項、第十四条から第十六条まで、第十七条第一項及び第二項、第二十二条第一項及び第三項、第二十二条第一項及び第

二項、第二十四条、第二十五条第一項、第六条第一項並びに附則第四条第六項の規定（船舶警報通報装置の設置に係る部分に限る。）は、適用しない。

第三条 法附則第二条第一号の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶とする。

一 旅客船

二 タンカー

三 バルクキャリア（船舶区画規程（昭和二十年運輸省令第九十七号）第一条の五に規定するバルクキャリアをいう。）

四 液化ガスばら積船（危険物船舶運送及び貯蔵規則第四百四十二条に規定する液化ガスばら積船をいう。）

五 液体化学薬品ばら積船（危険物船舶運送及び貯蔵規則第二百五十七条に規定する液体化学薬品ばら積船をいう。）

六 前各号に掲げる船舶以外の船舶であつて、船舶安全法第二条第一項各号に掲げる事項を施設した船舶

2 法附則第二条第四号の国土交通省令で定める船舶は、前項第一号から第六号までに掲げる船舶とする。

第五条 第十七条及び第十九条から第二十二条までの規定は、法附則第四条第四項の規定による。法第十一條第四項の承認に相当する承認について準用する。この場合において、第一号様式中「第17条第1項」とあるのは「附則第5条第1項において準用する第17条第1項」と、第二号様式中「第19条」とあるのは「附則第5条第1項において準用する第19条」と読み替えるものとする。

2 第二十三条第一項、第二項（第二号に係るもの）の除く。）及び第五項、第二十四条並びに第二十五条（第一項第一号に係るもの）を除く。）の規定は、法附則第四条第四項の規定による。第十二条の検査に相当する検査について準用する。この場合において、第四号様式中「第23条第1項」とあるのは「附則第5条第2項において準用する第23条第1項」と、第六号様式中「第24条第1項」とあるのは「附則第5条第2項において準用する第24条第1項」と読み替えるものとする。

2 第二十三条（第一項及び第二項を除く。）、第二十四条、第二十五条（第一項第二号に係るもの）を除く。）の規定は、法附則第四条第四項の規定による。第十二条の検査に相当する検査について準用する。この場合において、第四号様式中「第23条第1項」とあるのは「附則第5条第2項において準用する第23条第1項」と、第六号様式中「第24条第1項」とあるのは「附則第5条第2項において準用する第24条第1項」と読み替えるものとする。

第三条 法附則第二条第一号の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶とする。

二 一 旅客船
二 タンカー

三 バルクキャリア（船舶区画規程（昭和二十一年運輸省令第九十七号）第一条の五に規定するバルクキャリアをいう。）

四 液化ガスばら積船（危険物船舶運送及び貯蔵規則第四百四十二条に規定する液化ガスばら積船をいう。）

五 液体化学物品ばら積船（危険物船舶運送及び貯蔵規則第二百五十七条に規定する液体化学物品ばら積船をいう。）

六 前各号に掲げる船舶以外の船舶であつて、船舶安全法施行規則第十三条の四第一項の規定に基づいて管海官庁の指示するところにより船舶安全法第二条第一項各号に掲げる事項を施設した船舶

2 法附則第一条第四号の国土交通省令で定める船舶は、前項第二号から第六号までに掲げる船舶とする。

第五条 第十七条及び第十九条から第二十二条ま

のを除く。)及び第二十三条の規定は、法附則第四条第四項の規定による法第十七条第一項の規定による検査に相当する検査について準用する。この場合において、第五号様式中「第二十三条第三項」とあるのは「附則第五条第三項において準用する第二十三条第三項」と、第六号様式中「第二十四条第一項」とあるのは「附則第五条第三項において準用する第二十四条第一項」と読み替えるものとする。

第六条 第四十一条及び第四十二条(第三項及び第四項を除く。)の規定は、法附則第四条第五項の規定による法第二十条第二項の審査に相当する審査並びに船舶警報通報装置等の設置、船舶指標対応措置の実施、船舶保安統括者の選任、船舶保安管理者の選任、操練の実施、船舶保安記録簿の備付け並びに船舶保安規程の備置き及びその適確な実施について同項又は同条第三項の検査に相当する検査について準用する。

第七条 第二十七条及び第四十条第一項から第三項までの規定は、法附則第四条第六項の船舶保安証書に相当する証書について準用する。この場合において、第七号様式中「第二十三条第一項」とあるのは「附則第四条第六項」と、「第二十二条」とあるのは「附則第四条第四項」と、「第二十号様式中「第四十条第一項」とあるのは「附則第七条第一項において準用する第二十条第一項」と読み替えるものとする。

第八条 第三十五条、第三十六条及び第三十七条の規定は、法附則第四条第八項の規定による同条第六項の証書について準用する。この場合において、第十号様式中「第三十五条第一項」とあるのは「附則第八条において準用する第三十五条第一項」と、第十一号様式中「第三十六条」とあるのは「附則第八条において準用する第三十六条」と読み替えるものとする。

第九条 法附則第四条第七項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

船舶警報通報装置について、その全部又は一部の変更又は取替えを伴う改造若しくは修理（船舶警報通報装置の性能に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更を除く。）

二 船舶保安規程の変更（第二十条各号に掲げる変更を除く。）

三 海難その他の事由により、法附則第四条第四項の規定による法第十二条又は第十七条第三項の検査に相当する検査を受けた事項について船舶警報通報装置の性能又は船舶保安規程の機能に影響を及ぼすおそれのある変更が生じたとき

第十一条 法附則第四条第九項の国土交通省令で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一 法附則第四条第四項の規定による法第十二条の検査に相当する検査 五七、六〇〇円

二 法附則第四条第四項の規定による法第十七条第一項の検査に相当する検査 五〇、五〇〇円

三 法附則第四条第六項の船舶保安証書に相当する証書の交付、再交付又は書換え 一六、〇〇〇円

四 法附則第四条第六項の臨時船舶保安証書に相当する証書の交付、再交付又は書換え 一五〇〇円

五 外国において法附則第四条第四項の規定による法第十二条又は第十七条第一項の検査に相当する検査を受ける場合における当該検査の手数料については、前項の規定にかかわらず、前項の規定による手数料の額に一二一、六〇〇円を加算した額とする。

六 第七十九条第五項の規定は、法附則第四条第九項の規定による手数料の納付について準用する。

第七十一条 第五十三条第四項、第五十八条第三項から第五項まで、第五十九条及び第六十一条の規定は、法附則第五条第三項の規定による法第十五条第五項の規定による手数料の額に一二一、六〇〇円を加算した額とする。

第七十二条 第六十八条第三項及び第四項、第六十九条及び第六十一条の規定は、法附則第五条第三項の規定による法第三十三条第一項の規定による承認に相当する承認に相当する承認について準用する。

第七十三条 第六十二条第二項並びに同条第三項において準用する第五十八条第三項から第五項まで、第五十九条及び第六十一条の規定は、法附則第五条第三項の規定による法第三十三条第一項の規定による法第三十三条第一項の規定による承認に相当する承認に相当する承認について準用する。

保安の確保等に関する法律施行規則第七号様式

の船舶保安証書は、新検査規則第十二号の三様式の国際汚水汚染防止証書及び第十二条の規定による改正後の国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則第七号様式の船舶保安証書とみなす。

附 則（平成二十五年五月一六日国土交通省令第四七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年三月三一日国土交通省令第三八号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年四月二七日国土交通省令第四二号）

この省令は、平成三十年七月十六日から施行する。

附 則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和元年二二月一六日国土交通省令第四七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則（令和二年一一月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和六年三月二九日国土交通省令第二六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

第一号様式（第十七条関係）

| | | |
|--|---|---|
| 第一号様式（第十七条関係）（令和六年四月一六日国土交通省令第四七号） | | |
| 船舶保安証書登録申請書 | | |
| 年 | 月 | 日 |
| □ | | |
| 船舶又は船舶及び荷物 其の運送するもの その内訳 | | |
| 国際航行船舶及び国際貨物船の卸役の確認の通知書に関する法律施行規則第十九号 | | |
| 欄の規定により、次のとおり申付けます。 | | |
| 船名 | | |
| 船舶番号 | | |
| 所有者の氏名又は名称及び 住所又は代理人の氏名又は その代理者の氏名 | | |
| 船舶港 | | |
| 船トン数 | | |
| 国際航行船舶登録証明書番号 | | |
| 港名 | | |
| (注) 1. 用語の大きさは、日本郵便封筒A4面とすること。 2. 船トン数の欄に記入後、法律の他の規定による船トン数を記載すること。 | | |

第二号様式（第十八条関係）

| | | |
|--|---|---|
| 第二号様式（第十八条関係）（令和六年四月一六日国土交通省令第四七号） | | |
| 船舶保安証書登録申請書 | | |
| 年 | 月 | 日 |
| □ | | |
| 船舶又は船舶及び荷物 其の運送するもの その内訳 | | |
| 国際航行船舶及び国際貨物船の卸役の確認の通知書に関する法律施行規則第十九号 | | |
| 欄の規定により、次のとおり申付けます。 | | |
| 船名 | | |
| 船舶番号 | | |
| 所有者の氏名又は名称及び 住所又は代理人の氏名又は その代理者の氏名 | | |
| 船舶港 | | |
| 船トン数 | | |
| 国際航行船舶登録証明書番号 | | |
| 港名 | | |
| (注) 1. 用語の大きさは、日本郵便封筒A4面とすること。 2. 船トン数の欄に記入後、法律の他の規定による船トン数を記載すること。 | | |

第三号様式（第十九条関係）

| | | |
|--|---|---|
| 第三号様式（第十九条関係）（令和六年四月一六日国土交通省令第四七号） | | |
| 船舶保安証書登録申請書 | | |
| 年 | 月 | 日 |
| □ | | |
| 船舶又は船舶及び荷物 其の運送するもの その内訳 | | |
| 国際航行船舶及び国際貨物船の卸役の確認の通知書に関する法律施行規則第十九号 | | |
| 欄の規定により、次のとおり申付けます。 | | |
| 船名 | | |
| 船舶番号 | | |
| 所有者の氏名又は名称及び 住所又は代理人の氏名又は その代理者の氏名 | | |
| 船舶港 | | |
| 船トン数 | | |
| 国際航行船舶登録証明書番号 | | |
| 港名 | | |
| (注) 1. 用語の大きさは、日本郵便封筒A4面とすること。 2. 船トン数の欄に記入後、法律の他の規定による船トン数を記載すること。 | | |

第四号様式（第二十三条関係）

第五号様式（第二十三条関係）

| |
|---------------------------------------|
| 船名 |
| 船舶番号 |
| 所有者の名又は名前及び 代理又は代理人の名又は その代表者の名 |
| 船舶港 |
| 船トン数 |
| 国際船舶規制機関認証番号 |
| 受けとったときの船舶の登録 船舶を受けとるときの登録 |
| 船舶を受けとるときの登録 |
| 港名 |

(注) 1. 用語の定義は、日本海運規則内に定めること。
2. 船トーン数の欄に記入し、法律の他の規定による船トーン数を記載すること。
3.

第五号様式（第二十三条関係）

第六号様式（第二十三条関係）

| |
|---------------------------------------|
| 船名 |
| 船舶番号 |
| 所有者の名又は名前及び 代理又は代理人の名又は その代表者の名 |
| 船舶港 |
| 船トン数 |
| 国際船舶規制機関認証番号 |
| 受けとったときの船舶の登録 船舶を受けとるときの登録 |
| 船舶を受けとるときの登録 |
| 船舶を受けとるときの登録 |
| 港名 |

(注) 1. 用語の定義は、日本海運規則内に定めること。
2. 船トーン数の欄に記入し、法律の他の規定による船トーン数を記載すること。
3.

第六号様式（第二十四条関係）

第七号様式（第二十七条関係）

| |
|---------------------------------------|
| 船名 |
| 船舶番号 |
| 所有者の名又は名前及び 代理又は代理人の名又は その代表者の名 |
| 船舶港 |
| 船トン数 |
| 国際船舶規制機関認証番号 |
| 引継ぎを受けるときの登録 |
| 引継ぎを受けるときの登録 |
| 引継ぎを受けるときの登録 |
| 港名 |

(注) 1. 用語の定義は、日本海運規則内に定めること。
2. 船トーン数の欄に記入し、法律の他の規定による船トーン数を記載すること。

第七号様式（第二十七条関係）

第八号様式（第二十七条関係）

| |
|---------------------------------------|
| 船名 |
| Name of ship _____ |
| 船舶番号 12番等番号 _____ |
| International number or letter _____ |
| 船舶港 |
| Port of registry _____ |
| 船舶の種類 |
| Type of ship _____ |
| 船籍 |
| Flag _____ |
| 公積荷物 |
| General cargo _____ |
| 国際船舶規制機関認証番号 |
| IMO No. _____ |
| 所有者の名又は名前及び 代理又は代理人の名又は その代表者の名 |
| Name and address of the owner _____ |
| 会社の名及び住所 |
| Name and address of the company _____ |
| 国際船舶規制機関認証番号 |
| Corporation number _____ |

この申請は、所持するを要する。

ENDORSEMENT TO EXTEND THE CERTIFICATE IF VALID FOR LESS THAN 5 YEARS WHERE SECTION A/9.3 OF THE ISPS CODE APPLIES
この船舶は、上記の期間が5年未満の場合は該項に該する旨記載される。
この認定は、阿蘭島港事務所より該規定に該する旨記載される。
The ship complies with relevant provisions of part A of the ISPS Code, and the Certificate shall, in accordance with section 18.3.3 of part A of the ISPS Code, be accepted as valid until _____.

署名 _____
Signed _____ (Signature of authorized official)
職名 _____
Position _____
日付 _____
Date _____

WRITERED DATE: 上記の期間が5年未満の場合は該項を該す
紙面に記入を要す。

ENDORSEMENT WHERE THE INSPECTION VERIFICATION HAS BEEN COMPLETED AND SECTION A/9.3 OF THE ISPS CODE APPLIES
この船舶は、上記の期間が5年未満の場合は該項に該する旨記載され、A-7Cの監査、阿蘭島港事務所より該規定に該する旨記載される。
The ship complies with the relevant provisions of part A of the ISPS Code, and the Certificate shall, in accordance with section 18.3.4 of part A of the ISPS Code, be accepted as valid until _____.

署名 _____
Signed _____ (Signature of authorized official)
職名 _____
Position _____
日付 _____
Date _____

WRITERED DATE: 上記の期間が5年未満の場合は該項を該す
紙面に記入を要す。

ENDORSEMENT TO EXTEND THE VALIDITY OF THE CERTIFICATE UNTIL REACHING THE PORT OF VERIFICATION WHERE SECTION A/9.3 OF THE ISPS CODE APPLIES OR FOR A PERIOD NOT EXCEEDING SECTION A/9.3.6 OF THE ISPS CODE APPLIES
この船舶は、上記の期間が5年未満の場合は該項に該する旨記載され、A-7Cの監査、阿蘭島港事務所より該規定に該する旨記載される。
This Certificate shall, in accordance with section 18.3.5 or 18.3.6 of part A of the ISPS Code, be accepted as valid until _____.

署名 _____
Signed _____ (Signature of authorized official)
職名 _____
Position _____
日付 _____
Date _____

WRITERED DATE: 上記の期間が5年未満の場合は該項を該す
紙面に記入を要す。

ENDORSEMENT FOR ADVANCEMENT OF EXPIRY DATE WHERE SECTION A/9.3.1 OF THE ISPS CODE APPLIES
上記の期間が5年未満の場合は該項を該す。T.L.の監査にて、新たな監査日付。_____

In accordance with section 18.3.1 of part A of the ISPS Code, the new expiry date is _____.
署名 _____
Signed _____ (Signature of authorized official)
職名 _____
Position _____
日付 _____
Date _____

WRITERED DATE: 上記の期間が5年未満の場合は該項を該す
紙面に記入を要す。

ENDORSEMENT WHERE THE ISPS CODE APPLIES
上記の期間が5年未満の場合は該項を該す。

新規登録船及び荷役港両側の認定の請求に該する改修施行検査用の添付書類の提出により、次のとおり承認します。

| | |
|----------------|-------|
| 船名 | _____ |
| 船舶番号 | _____ |
| 船舶の登録港及び船舶登録番号 | _____ |
| 船舶の空港登録番号 | _____ |
| 備考 | _____ |

記 1 両欄の大きさは、日本郵便封筒A4を参考すること。
2 両欄の欄には、改修検査の検査による結果を記載すること。

第十二号様式（第四十条関係）

第十二号様式（第四十条関係）（令和元年六月一日施行規則一部改正）

船舶保安記録交付申請書

年 月 日

附

登録船舶名及び
登録港名
その代表者名

国際船舶保安規則の規定に従事する船舶航行規則の各項
規則により、次の上より選択します。

| |
|--------------------------------------|
| 船名 |
| 船舶番号 |
| 所有者の名又は名義及び 登録港名又は登録港の名 その代表者名 |
| 船舶種別 |
| 総トン数 |
| 国際船舶保安規則登録番号 |
| 港号 |

記 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4判を基準すること。
2 総トン数の欄には、港務局の規定による総トン数を記載すること。

第十三号様式（第四十条関係）

第十三号様式（第四十条関係）（令和元年六月一日施行規則一部改正）

船舶保安記録交付申請書

年 月 日

附

登録船舶名及び
登録港名
その代表者名

| |
|--------------------------------------|
| 船名 |
| 船舶番号 |
| 所有者の名又は名義及び 登録港名又は登録港の名 その代表者名 |
| 船舶種別 |
| 総トン数 |
| 国際船舶保安規則登録番号 |
| 港号 |

記 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4判を基準すること。
2 総トン数の欄には、港務局の規定による総トン数を記載すること。

第十四号様式（第五十条関係）

第十四号様式（第四十一条関係）

INTERNATIONAL SHIP SECURITY CERTIFICATE JAPAN

Certifice Number Issued under the provisions of the

INTERNATIONAL CODE FOR THE SECURITY OF SHIPS AND OF PORT FACILITIES (ISPS CODE)

Under the authority of the Governor of _____ (name of State)

by _____ (person or organization authorized)

Date of issue or letter _____

Date of expiry _____

Type of ship _____

Gross tonnage _____

IMO Number _____

Name and address of the Company _____

Company identification number _____

THE ISM IS TO CERTIFY THAT:

1. That the security system and any associated security equipment of the ship has been maintained in accordance with section 20.1 of part A of the ISPS Code.

2. That the verification showed that the security system and any associated security equipment of the ship is in full respects satisfactory and the ship complies with the applicable requirements of chapter XI-2 of the Convention and part A of the ISPS Code.

3. That the ship is provided with an approved Ship Security Plan.

Date of issue / renewal verification on which this certificate is based _____

This Certificate is valid until _____

subject to verification in accordance with section 30.1 of part A of the ISPS

Code.

Issued at _____, _____, _____, _____ (place of issue of the Certificate) (State of issue)

Date of issue _____ (signature of the duly authorized official issuing the Certificate)

(Seal or stamp of issuing authority, as appropriate)

ENDORSEMENT FOR INTERMEDIATE VERIFICATION

THIS IS TO CERTIFY THAT at intermediate verification received by section 20.1 of part A of the ISPS Code the ship was found to comply with the relevant provisions of chapter XI-2 of the Convention and part A of the ISPS Code.

Intermediate verification _____ Signed _____

(Signature of authorized official)

Date _____

(Seal or stamp of the authority, as appropriate)

ENDORSEMENT FOR ADDITIONAL VERIFICATIONS

Additional verification _____ Signed _____

(Signature of authorized official)

Date _____

(Seal or stamp of the authority, as appropriate)

Additional verification _____ Signed _____

(Signature of authorized official)

Date _____

(Seal or stamp of the authority, as appropriate)

Additional verification _____ Signed _____

(Signature of authorized official)

Date _____

(Seal or stamp of the authority, as appropriate)

Place _____
 (Seal or stamp of the authority, as appropriate)

ADDITIONAL VERIFICATION IN ACCORDANCE WITH SECTION
 A/30.3.7.2 OF THE IHS CODE

THE IS TO CERTIFY that an extension verification request by section
 30.3.7.2 of part A of the IHS Code (the "IS") was found to comply with the
 relevant provisions of chapter M.2 of the Convention and part A of the IHS
 Code.

Signed _____
 (Signature of authorized official)
 Place _____
 Date _____
 (Seal or stamp of the authority, as appropriate)

ENDORSEMENT TO EXTEND THE CERTIFICATE IF VALID FOR LESS
 THAN 3 YEARS WHERE SECTION A/30.3.3 OF THE IHS CODE APPLIES

The ISL complies with the relevant provisions of part A of the IHS Code, and
 the Certificate shall, in accordance with section 30.3.3 of part A of the IHS
 Code, be accepted as valid until

Signed _____
 (Signature of authorized official)
 Place _____
 Date _____
 (Seal or stamp of the authority, as appropriate)

ENDORSEMENT WHERE THE RENEWAL VERIFICATION HAS BEEN
 COMPLETED AND SECTION A/30.3.3 OF THE IHS CODE APPLIES

The ISL complies with the relevant provisions of part A of the IHS Code, and
 the Certificate shall, in accordance with section 30.3.3 of part A of the IHS
 Code, be accepted as valid until

(the Certificate shall, in accordance with section 30.3.4 of part A of the IHS Code, be
 accepted as valid until)

Signed _____
 (Signature of authorized official)
 Place _____
 Date _____
 (Seal or stamp of the authority, as appropriate)

ENDORSEMENT TO EXTEND THE VALIDITY OF THE CERTIFICATE UNTIL
 THE EXPIRY DATE WHERE SECTION A/30.3.3 OF THE IHS CODE APPLIES OR FOR A PERIOD OF TIME WHERE SECTION A/
 30.3.6 OF THE IHS CODE APPLIES

This Certificate shall, in accordance with section 30.3.3/30.3.6 of part A of the
 IHS Code, be accepted as valid until

Signed _____
 (Signature of authorized official)
 Place _____
 Date _____
 (Seal or stamp of the authority, as appropriate)

ENDORSEMENT FOR ADVANCEMENT OF EXPIRY DATE WHERE SECTION A/
 30.3.7.1 OF THE IHS CODE APPLIES

In accordance with section 30.3.7.1 of part A of the IHS Code, the new expiry date
 is

Signed _____
 (Signature of authorized official)
 Place _____
 Date _____
 (Seal or stamp of the authority, as appropriate)

第十五号様式（第七十九条関係）
 甲 乙 丙 丁 未 年 月 日

附

申請者の姓名又は名称及び伝記

下記の事項について手書きで添付します。

1 申請書用

2 未

3 未

4 未

5 未

6 未

7 未

8 未

9 未

10 未

11 未

12 未

13 未

14 未

15 未

16 未

17 未

18 未

19 未

20 未

21 未

22 未

23 未

24 未

25 未

26 未

27 未

28 未

29 未

30 未

31 未

32 未

33 未

34 未

35 未

36 未

37 未

38 未

39 未

40 未

41 未

42 未

43 未

44 未

45 未

46 未

47 未

48 未

49 未

50 未

51 未

52 未

53 未

54 未

55 未

56 未

57 未

58 未

59 未

60 未

61 未

62 未

63 未

64 未

65 未

66 未

67 未

68 未

69 未

70 未

71 未

72 未

73 未

74 未

75 未

76 未

77 未

78 未

79 未

80 未

81 未

82 未

83 未

84 未

85 未

86 未

87 未

88 未

89 未

90 未

91 未

92 未

93 未

94 未

95 未

96 未

97 未

98 未

99 未

100 未

101 未

102 未

103 未

104 未

105 未

106 未

107 未

108 未

109 未

110 未

111 未

112 未

113 未

114 未

115 未

116 未

117 未

118 未

119 未

120 未

121 未

122 未

123 未

124 未

125 未

126 未

127 未

128 未

129 未

130 未

131 未

132 未

133 未

134 未

135 未

136 未

137 未

138 未

139 未

140 未

141 未

142 未

143 未

144 未

145 未

146 未

147 未

148 未

149 未

150 未

151 未

152 未

153 未

154 未

155 未

156 未

157 未

158 未

159 未

160 未

161 未

162 未

163 未

164 未

165 未

166 未

167 未

168 未

169 未

170 未

171 未

172 未

173 未

174 未

175 未

176 未

177 未

178 未

179 未

180 未

181 未

182 未

183 未

184 未

185 未

186 未

187 未

188 未

189 未

190 未

191 未

192 未

193 未

194 未

195 未

196 未

197 未

198 未

199 未

200 未

201 未

202 未

203 未

204 未

205 未

206 未

207 未

208 未

209 未

210 未

211 未

212 未

213 未

214 未

215 未

216 未

217 未

218 未

219 未

220 未

221 未

222 未

223 未

224 未

225 未

226 未

227 未

228 未

229 未

230 未

231 未

232 未

233 未

234 未

235 未

236 未

237 未

238 未

239 未

240 未

241 未